

河長監第40－2号

令和8年3月30日

河内長野市長 西野 修平 様

河内長野市監査委員

村治 規行

(公印省略)

監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査
を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を
次のとおり提出します。

記

第1 監査対象

議会事務局

第2 監査対象期間

令和6年度及び令和7年度

第3 監査実施期間

(1) 書類監査 令和7年8月15日(金)から8月25日(月)
まで

(2) 委員監査 令和7年12月25日(木)

第4 監査場所

監査執務室及び監査対象部局執務室

第5 監査手続き

監査対象部局の財務に関する事務が、関係法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを監査の主眼におき、あらかじめ提出を求めた監査資料と抽出した関係諸帳簿を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査委員監査基準」に基づき、適宜、監査技術を選択し、監査を実施しました。

第6 監査結果

監査対象部局の財務に関する事務の執行については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり検討又は改善を要するものが見受けられました。

指摘事項

<議会総務課>

河内長野市議会政務活動費について

河内長野市議会政務活動費の事務の取扱いについて、次の点が見受けられました。

- (1) 政務活動費収支報告書（以下「報告書」という。）の添付書類や会派の経理責任者が保管する書類について、現状と河内長野市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）、河内長野市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）及び河内長野市議会政務活動費運用マニユ

アル（以下「マニュアル」という。）に規定されている文言や様式の名称がいくつか相違していました。

(2) マニュアルに記載されている内容と実際の運用との整合を要するものがありました。

(3) 報告書の添付書類に、記載が不十分なまま提出を受けているものが多数ありました。

(4) 事務処理の見直しが必要と思われる事務処理が複数ありました。

政務活動費収支報告書の添付書類や経理責任者が保管する書類は、河内長野市情報公開条例に基づき、開示が行われる行政文書です。市長は、条例、規則及びマニュアルの文言や様式を適宜整理し、政務活動費の交付から精算、公開などの手続きについて、第三者にもわかりやすいよう、より透明で適切な事務の執行に努める必要があります。